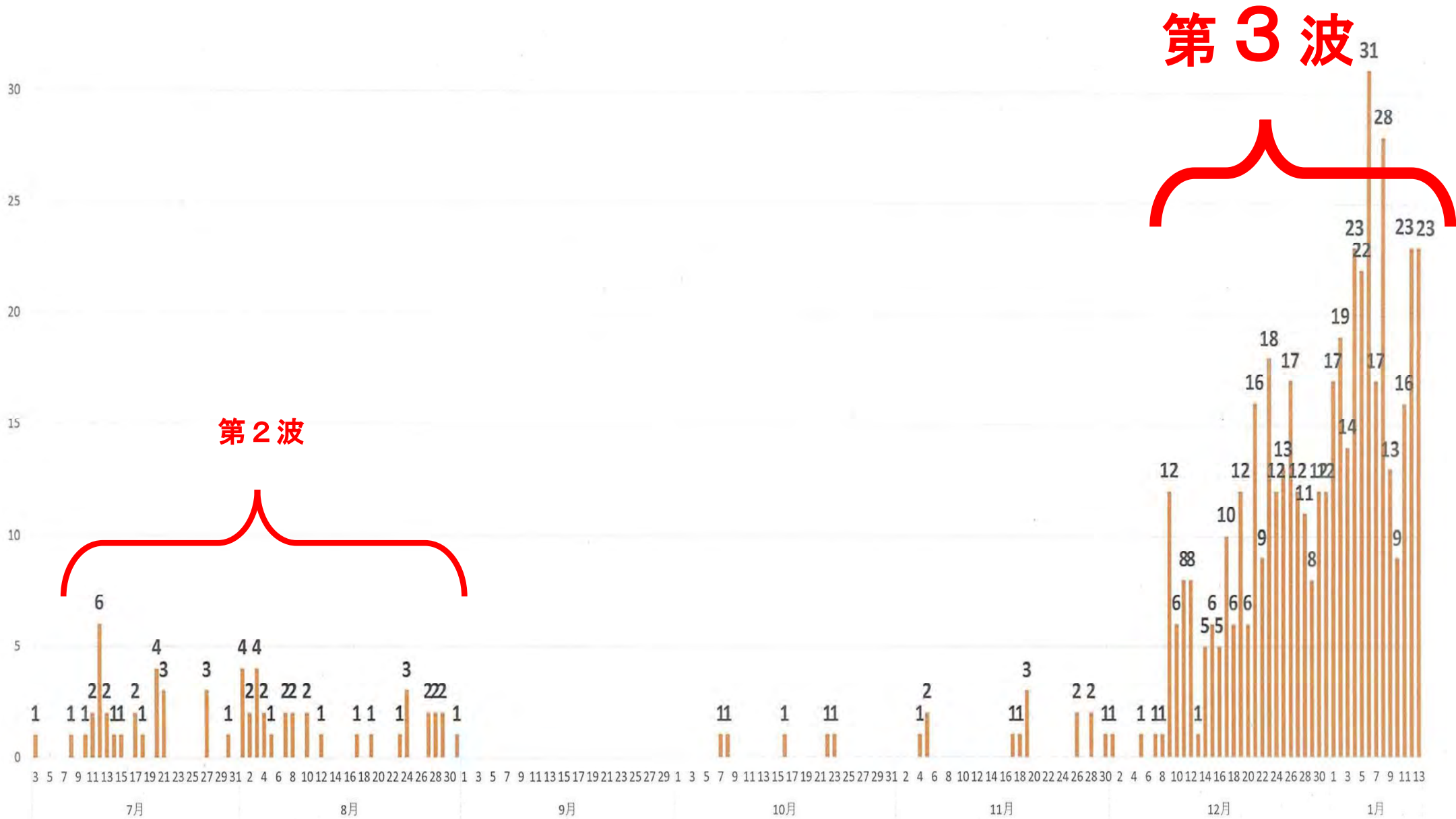


長崎市に対する

緊急事態宣言

1月16日～2月7日

長崎市内の発生状況（昨年7月以降）

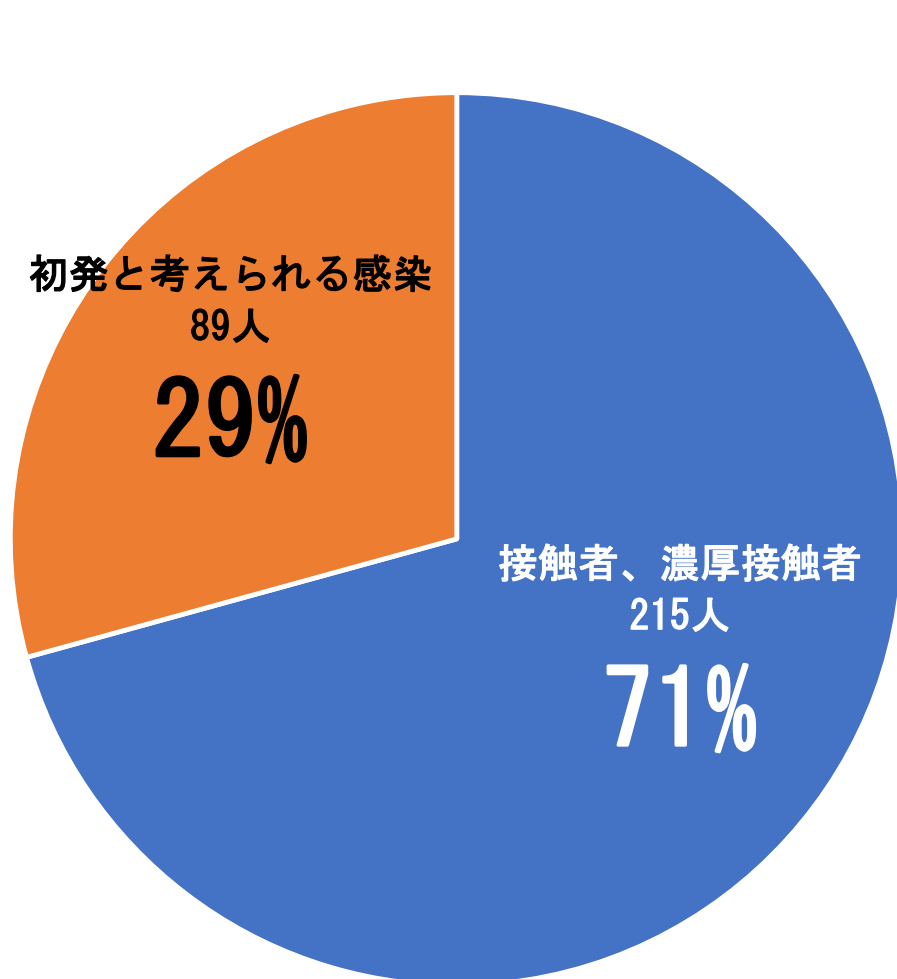


12月に入ってから感染者が急増

市内発生事例の分類①

●感染事例の内訳（304人）

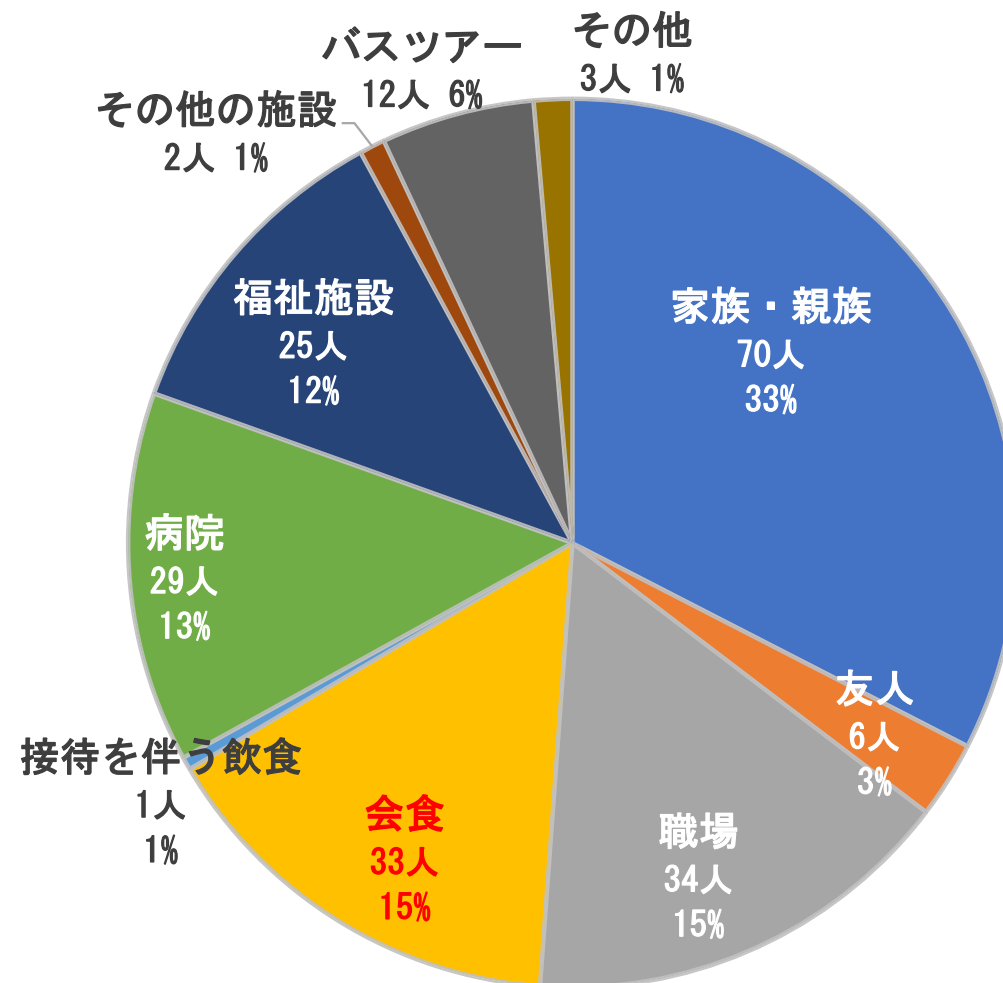
※12月27日～1月13日公表分



●感染者の約7割は接触者・濃厚接触者

●接触者、濃厚接触者の内訳（215人）

※12月27日～1月13日公表分

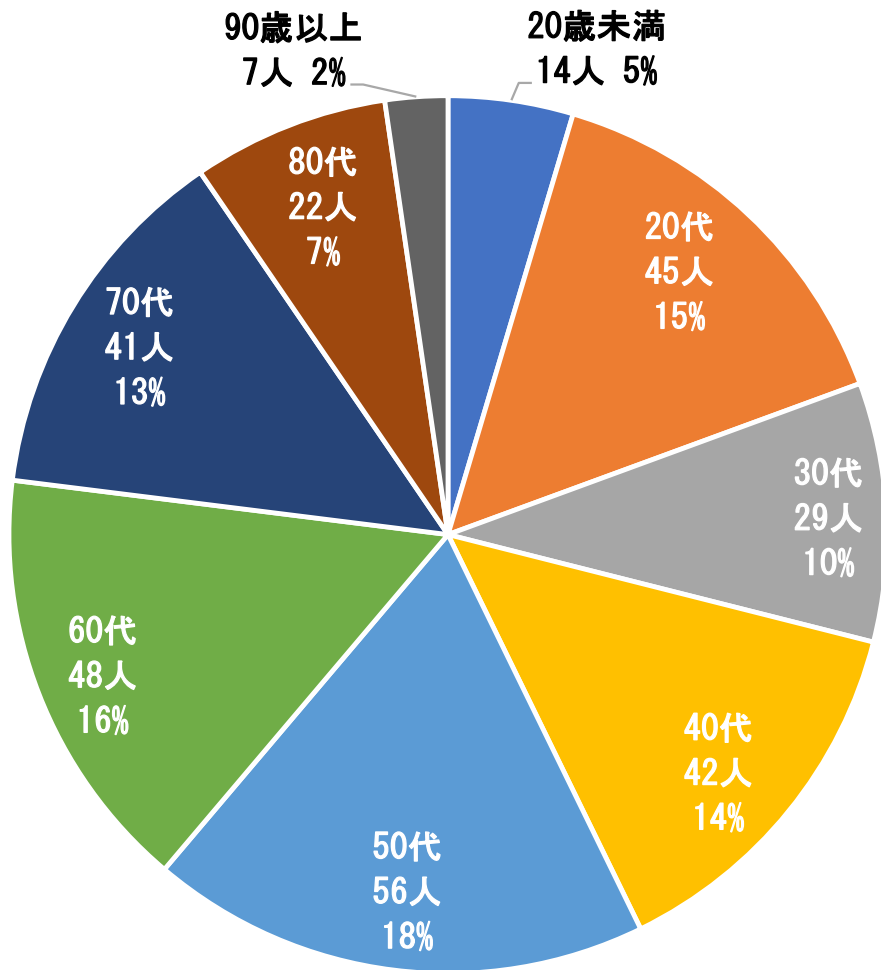


●家族間・職場での感染が約5割
→身近なところでの感染を防ぐことが大事

市内発生事例の分類②【年代別】

●陽性者の内訳（304人）

※12月27日～1月13日公表分

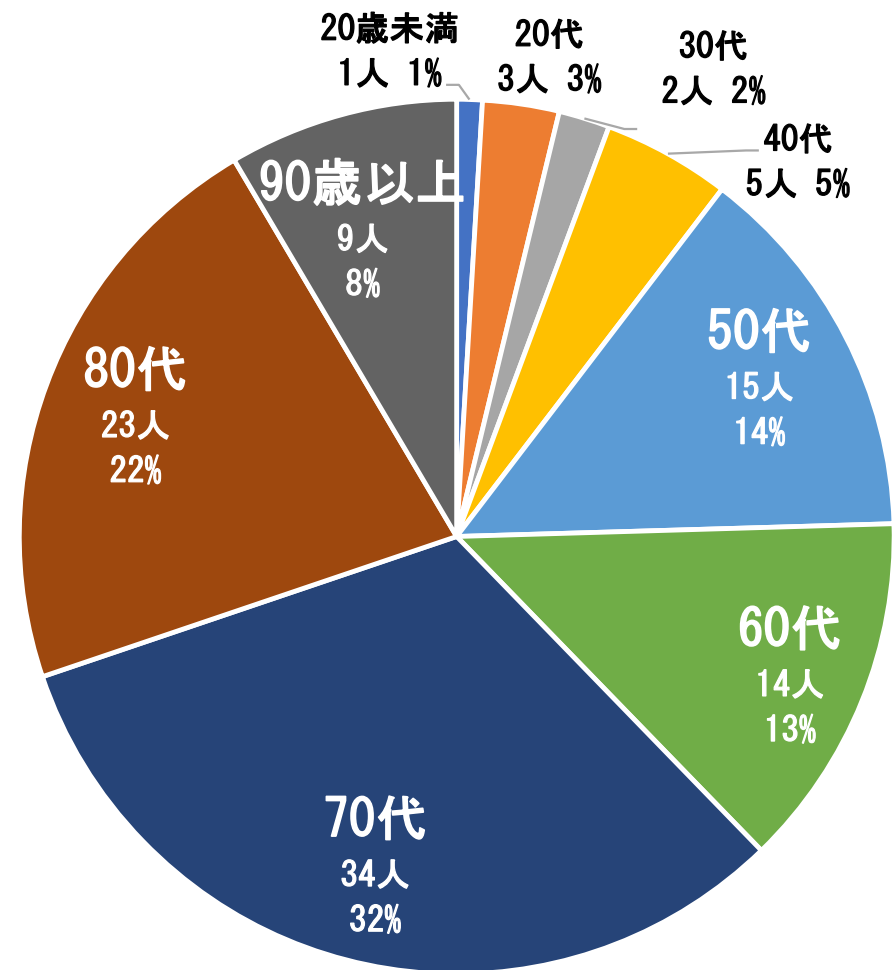


●あらゆる世代に感染がみられる

●医療機関へ入院中（106人）

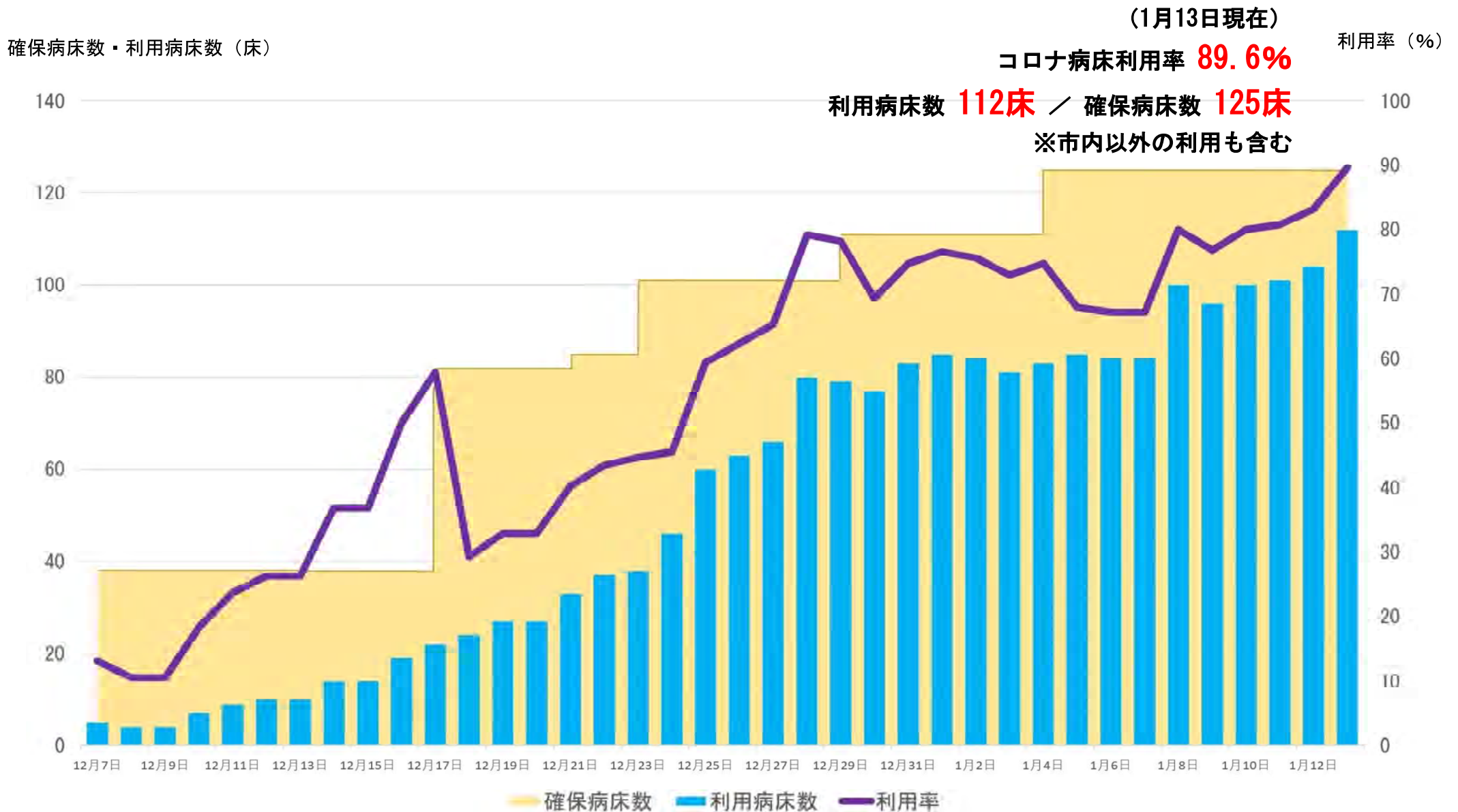
※令和3年1月13日10時時点

※長崎医療圏以外への入院も含む



●入院者は60代以上が75%、50代以上は約90%

ひっ迫する病床の現状



医療ひっ迫度は、緊急事態宣言の対象都市と同レベル

ひっ迫する病床の現状

医療崩壊が起こりかねない状況

- ・ 3 病院でクラスターが発生。診療を休止している
- ・ ほかの医療圏の病院にも患者を搬送している
- ・ 新型コロナ病床は多くの医師・看護師の配置が必要。そのため一般診療の病床を削減
→ 公的 4 病院で約 4 0 0 床削減

医療崩壊を防ぐための 長崎市取り組み

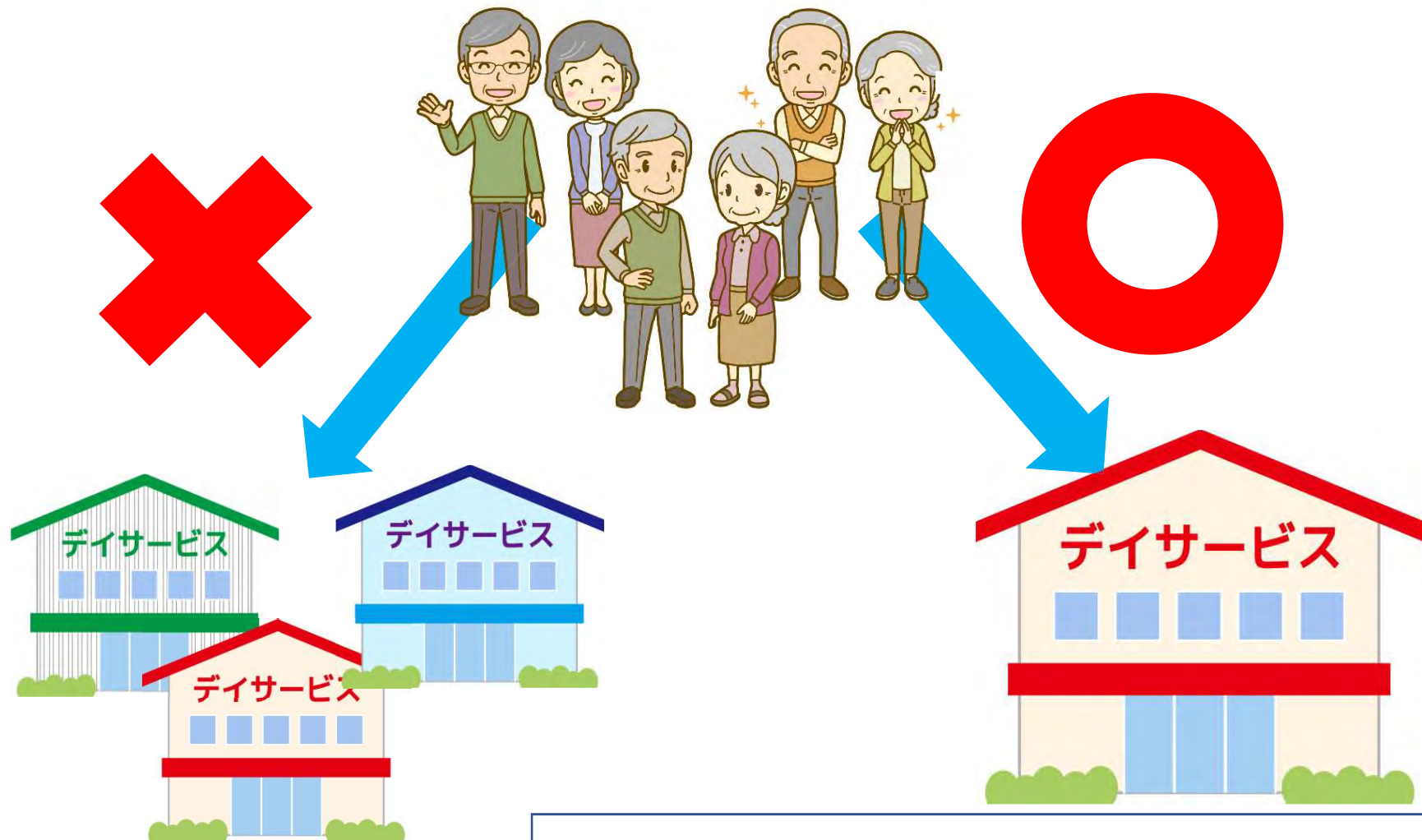
2つのポイント

- **高齢者の感染を防ぐ**
- **人との接触の機会を減らす**

高齢者の感染を防ぐ

- ① **通所系の介護サービスの複数利用を控える**
ようにお願い（期間は1月18日～31日）
- ② **デイサービスは訪問に切り替えることが可能**
（期間は1月18日～31日）
- ③ **デイサービス従事者の検査の実施**
（準備でき次第実施）
- ④ **Nチャット（健康管理アプリ）の利用促進**
- ⑤ **高齢者施設等の休館期間の延長**

① デイサービス（デイケア）の 複数事業所の利用は控えてください

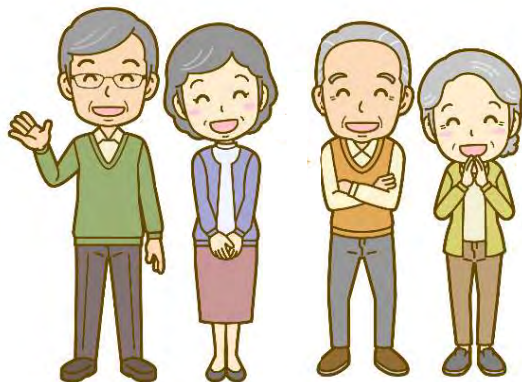


期間：令和3年1月18日（月）～1月31日（日）まで

② デイサービスは、 訪問に切り替えることが可能です

通常のデイサービス

※利用者がデイサービスに通い、サービス提供を受ける



訪問に切り替え

※事業所が利用者宅へ訪問し、サービスを提供する



期間：令和3年1月18日（月）～1月31日（日）まで

③ デイサービス等の従事者を対象に 定期的なPCR検査を実施します

施設種別	事業所数	対象者数
通所介護	約200カ所	約3000人
地域密着型通所介護		
認知症対応型通所介護		
ミニデイサービス		

PCR検査を実施する場合は、
各事業所ごとに市役所からご連絡します



④介護サービス事業所においては、 N-CHAT（健康管理アプリ）を活用してください



スマホで体温や症状
(咳、鼻水など)を入力

管理画面

氏名	性別	年齢	体温	症状	経過	備考
124531	男	80	37.5°C			
124532	女	78	36.9°C			
124533	男	82	37.8°C			

画像：長崎県HPより

組織全体の状況が「見える化」でき、
異常にいち早く気づくことが可能

「N-CHAT」について、
詳しくは長崎県のHPを！

⑤ 高齢者施設等の休館期間の延長

対象施設		始期	終期
ふれあいセンター	24施設	1月29日	2月7日
銭座地区コミュニティセンター	1施設		
老人福祉施設	14施設		
障害福祉センター（ハートセンター）	1施設	1月5日	2月7日
※自立訓練（機能訓練）事業、さくらんぼ園、診療所、相談支援事業は実施			
市民センター	5施設	1月9日・ 10日	2月7日
公民館	23施設		
文化センター	4施設		
野母崎ふれあい新港	1施設		
高島石炭資料館	1施設	1月7日	2月7日

1月31日を**2月7日までに延長**します

人との接触の機会を減らす

**長崎市非常事態行動
をさらに強く要請します**

2月7日まで延長

家族、職場、会食では特に注意しましょう

①外出自粛の要請

- 不要不急の外出は自粛してください
- 買い物や通院など、必要な外出も短時間で
- 不要不急の県境をまたぐ移動も自粛を

②出勤者の半減

- **在宅勤務（テレワーク）の実施**
- **ローテーション勤務等の実施**
- **時差出勤を活用した通勤**

③飲食店の時間短縮営業を要請

業 種：飲食店等

(テイクアウトサービスは除く)

営業時間：朝5時から夜8時まで

(酒類の提供は、夜7時まで)

対象地域：県内全域

期 間：1月20日(水)～2月7日(日)

④協力金の支給

営業時間短縮要請に全面的にご協力
いただいた飲食店等事業者へ、
店舗ごとに感染拡大防止協力金を支給

期 間 1月20日(水)～2月7日(日)

支給額 76万円(4万円×19日)

※具体的な手続きなどは分かり次第、
市ホームページでもお知らせします。

⑤ 飲食店等以外の事業者のかたへ

- ・ 長崎市内における更なる人流抑制のため、飲食店等に加えて、運動施設、遊技場等の営業時間短縮への協力をお願いします。

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮（朝5時～夜8時） ※酒類の提供は夜7時まで ・ 開催するイベントは人数 上限5,000人かつ収容率50%とする ・ 協力金はありません
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設（食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている店舗を除く）	
物品販売業を営む店舗 ※1、※2	
サービス業を営む店舗 ※1、※2	

※1：1,000㎡超

※2：生活必需のものを除く

⑥市の施設の利用制限

対象施設 市民利用に供する施設及び
観光施設など

対象期間 1月20日(水)～2月7日(日)

- **施設の閉館時間の繰り上げ**
閉館時間が夜8時よりも遅い施設は、
閉館時間を繰り上げ、夜8時とします。
- **すでに休館している施設の対応**
1月31日までの**休館期間を2月7日(日)までに延長**

長崎市に対する

緊急事態宣言

1月16日～2月7日